

## 県民コメント制度に基づく結果の公表（埼玉県高齢者居住安定確保計画）について

埼玉県では、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者が住まいを安心して確保できるようにするため、「埼玉県高齢者居住安定確保計画」を策定しました。

施策の検討にあたって、平成28年12月21日（水）～平成29年1月20日（金）の間、県民コメント制度に基づき、「埼玉県高齢者居住安定確保計画（案）」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、11件の御意見・御提案をお寄せいただきました。寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

### 1 意見募集期間

平成28年12月21日（水）～平成29年1月20日（金）

### 2 意見の提出者数及び意見件数

11件（2名）

（内訳）

区分	人数	意見件数
郵送	1	3
F A X	0	0
電子メール	1	8
その他	0	0
合計	2	11

### 3 意見の反映状況

区分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	6
すでに案で対応済みのもの	0
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	1
意見を反映できなかったもの	4
その他	0
合計	11

### 4 策定した施策及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/antei/index.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- 埼玉県都市整備部住宅課（第2庁舎1階）
- 埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
- 埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部	Tel 048-256-1110	南 西 部	Tel 048-451-1110
東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川 越 比 企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110		

・ 埼玉県各建築安全センター

川 越 Tel 049-243-2102 熊 谷 Tel 048-533-8776  
越 谷 Tel 048-964-5294

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県都市整備部住宅課 企画担当

TEL 048-830-5571 (直通)

FAX 048-830-4888

E-mail a5550-07@pref.saitama.lg.jp

## 「埼玉県高齢者居住安定確保計画（案）」に対する御意見と県の考え方

（反映状況の区分）

A：意見を反映し、案を修正した

B：既に案で対応済み

C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく

D：意見を反映できなかった

E：その他

No.	計画 (案) 該当 ページ	御意見の内容	意見 数	県の考え方	反映 状況
3	18	<p>公営、民営を問わず住宅に関して、高齢者のニーズに応じた情報提供、持家資産を活用した住み替え促進を掲げられているが、高齢者の高層階から低層階への住み替えの記述はない。</p> <p>しかし、記述がないとしても住み替えの中に当然含まれていると思われるから問題はない。ただ、この項の文言に「促進」とあるが「支援」とした方が適切ではないだろうか。行政は政策内容によって支援、促進の言葉を使い分けしているものと思うが、この場合「促進」より「支援」の方が行政の積極性と熱意を感じさせるのではないかと思う。</p>	1	<p>「住み替えに関する制度周知などをとおして、高齢者がニーズに応じた住み替えができるように促す」という趣旨のもと、「促進」という記載をしております。</p>	D
4	18	<p>行政は、管理組合、自治会に対して意向調査を促してマンション居住者の住み替え希望者の支援をすべきであると思う。高齢者福祉のために行政が積極的に動くべき時ではないだろうか。</p>	1	<p>公営住宅は賃貸住宅のため、比較的入退きの動きが多く、退去のタイミングで住み替えが可能な場合があります。一方、分譲マンションは賃貸に比べ入退きの動きが少ない上、低層階の所有者が売却に応じないと住み替えができません。そのため、同一のマンション内での住み替えに限定せず、近隣を含め高齢者のニーズに合った住み替えを支援していくことが合理的であると考えます。県ではそのための情報提供を行っています。</p>	D
5	18	<p>高齢者のニーズに合った住宅に関する情報や持家資産の活用に関する情報の提供については、行政と民間事業者と連携してやることで効果が一段と発揮されると思うので関係事業者に対して積極的に連携の呼びかけをすべきである。</p>	1	<p>関係事業者との連携につきましては、第4章6「多様なニーズに対応できる仕組みの普及・促進」に記載しております。</p> <p>御意見は、事業を推進する際に参考にさせていただきます。</p>	C

6	10	<p>このグラフは、「高齢者に貸さない（もしくは賃貸人が貸さないと判断している）物件の有無」であり、その記載が抜けおり、47%の物件が入居制限であるとの誤解を招きます。</p> <p>出典元には、このグラフに続けて「高齢者に貸さない物件の特徴」も載っているが、「築年の浅い物件」「空き室率が低い物件」などであり、逆にそれ以外は高齢者の入居は制限されていない。</p>	1	<p>御意見の趣旨を踏まえ、グラフのタイトルは、誤解が起きないように表記を修正いたしました。また、「高齢者の入居制限を行っている物件の特徴」のグラフを追記しました。</p>	A
6	10	<p>出典元の資料を使うのであれば、「2-7 民間賃貸の状況（入居制限の現状）」の、「入居制限を行っている家主の割合」に単身高齢者は不可8.0%、高齢者のみの世帯は不可6.8%（いずれも前回調査より減）の方を使うべきではないでしょうか。</p>	1	<p>「民間賃貸の状況（入居制限の状況）」につきましては平成18年、平成22年の調査結果であり、現状を正確に示すことは難しいため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	D
7	10	<p>（5）のコメントについては、出典元通りの記載ですが、アンケート内容からすると「管理会社～約3割から約5割～入居制限を行っています。」ではなく、「管理会社～約3割から約5割～物件によっては入居制限を行っています。」の方が正確ではないでしょうか。</p>	1	<p>御意見の趣旨を踏まえて、誤解が起きないように表記を修正いたしました。</p>	A
8	12	<p>子育て世帯の「借家」と高齢者の「持家」の比較では、「世帯人員と住宅規模の関係～広い世帯に住む高齢単身・夫婦のみ世帯」を証明できないのではないのでしょうか。</p>	1	<p>御意見の趣旨を踏まえて、標記を修正いたしました。</p>	A
8	12	<p>（7）については高齢者居住安定確保計画には不要であり、住宅が広すぎることへの不満の観点からであれば、（9）の「住まいに対する満足度」を補足するグラフとして、借地・借家を含めた比較を掲載すべきではないでしょうか。</p>	1	<p>「住まいに対する満足度」や「不満な点」に関するグラフにつきましては、持家と借家で比較できるように修正しました。</p>	A
9	13	<p>「意向」が掲載されているが、この意向は現在同居・近居をしていない方に対するアンケートなのかわかりません。</p> <p>「現状」と併せて掲載しないと実情が掴めないと思われまます。（H25住宅土地統計調査58表では、高齢者の約65%は同居・近居になっていると思われまます。）</p>	1	<p>高齢期における子との同居近居などの意向は、現在の年齢、子との同居近居状況などを問わずに行った調査結果です。</p> <p>高齢者の同居・近居の現状は把握しておりますが、意向調査対象者の現状は把握しておりません。</p> <p>そのため、調査対象を注釈に明示するのみにいたします。</p>	A

10	19	<p>「ア サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数」の目標戸数には、「イ 介護保険施設等の供給目標」の「介護付き有料老人ホーム等の定員数」の中に含まれる特定施設入居者生活介護事業所となっているサービス付き高齢者向け住宅も含まれているのでしょうか。</p> <p>含まれるのであれば、サービス付き高齢者向け住宅の目標戸数の内訳（特定施設入居者生活介護事業所に該当及び非該当）を記載すべきではないでしょうか。含まれないのであれば、特定施設入居者生活介護事業所以外のサービス付き高齢者向け住宅の目標戸数ということよろしいのでしょうか。</p>	1	<p>「ア サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数」の目標戸数には、「イ 介護保険施設等の供給目標」の「介護付き有料老人ホーム等の定員数」の中に含まれる特定施設入居者生活介護事業所となっているサービス付き高齢者向け住宅も含まれております。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅の目標戸数内訳の追記につきましては、高齢者支援計画において、特定施設入居者生活介護事業所の目標定員数の内訳（有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）が設定されていないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	D
11	24	<p>P 2 4 ( 3 ) については、P 2 1 ( 3 ) イの「再掲」ではないでしょうか。</p>	1	<p>御意見のとおり修正いたします。</p>	A
合 計			11		